

児童福祉法に基づく放課後等デイサービス あひろば丸岡 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ワーキングカレッジ（以下「事業者」という。）が設置する あひろば丸岡（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の6第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業者は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 事業所の従業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障害児等に対し、支援を必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 3 事業者はその提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 前三項のほか、事業者は法及び「福井市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第27号）」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 あひろば丸岡
- （2）所在地 福井県坂井市丸岡町西瓜屋5-14

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤兼務 1名）※児童発達支援管理責任者と兼務

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）児童発達支援管理責任者 1名（常勤兼務 1名）※管理者と兼務

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

- （ア）適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）

を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成すること。

(ウ) 放課後等デイサービス計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文章により利用者の同意を得た上で、作成した放課後等デイサービス計画を記載した書面を利用者に交付すること。

(エ) 放課後等デイサービス計画作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて放課後等デイサービス計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。

(カ) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。

(キ) 児童発達支援管理責任者は、障害児の放課後等デイサービス計画の作成、障害児又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員 2名以上（常勤専従 1名以上 ）

放課後等デイサービス計画に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日とする。ただし、お盆、年末年始及び会社が指定する日を除く。

(2) 営業時間

通常 : 午前9時から午後6時までとする。

学校休業期間 : 午前9時から午後6時までとする。

(3) サービス提供時間

通常 : 午後2時から午後5時までとする。

学校休業期間 : 午前10時から午後4時までとする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

事業者の利用定員は10名とする。

(指定放課後等デイサービスの内容)

第7条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後等デイサービス計画の作成

(2) 基本事業

(3) 個別療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行う。

(4) 集団療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行う。

(5) 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

(6) 健康状態の確認

(7) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする障害児については、必要な送迎サービスを行う。

(8) 相談、助言に関すること

障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定放課後等デイサービスを提供した際には、事業者が受領する費用の額は、厚生労働省大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定める利用者負担額として、利用者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、利用者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については利用者から徴収するものとする。

(1) 欠席料金に係る費用

欠席料金として月に4回以上の欠席がある場合、5回目から1回の欠席につき1,000円の料金をご請求させて頂く場合がございます。

(2) 送迎サービスの提供に係る費用

キャンセル・欠席のご連絡がなく、ご自宅や学校等へお迎えに行った際に欠席が判明した場合につきましては、1回につき1,000円の送迎代をご請求させて頂く場合があります。

※キャンセル・欠席のご連絡につきましては、お早めに連絡をお願い致します。

(3) その他の費用

(ア) おやつ代等活動費として利用1回につき100円

(イ) 日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるもの 実費（特別な行事や食事に係る費用、利用者の事情による嗜好品等）

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 携帯する貴重品については、利用者の責任において管理すること。
- (2) 施設内の設備及び備品等は、本来の目的に従って使用すること。
- (3) 通所受給者証の内容及び連絡先の変更があった場合は、速やかに事業所に報告すること。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業者は、利用者の依頼を受けて、障害児等が同一の月に指定障害児通所支援を受けたときは、障害児等が当該同一の月に受けた指定障害児通所支援に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第24条第1項に規定する負担上限月額、又は令第25条の5第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害児等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、坂井市・福井市とする（その他地域利用あり）。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第12条 現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに障害児等に係る指定障害児通所支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第14条 提供した指定放課後等デイサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の2第1項の規定により福井県知事又は市町長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して福井県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、福井県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 委員会の設置

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、障害児等に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和５年 ４月 １日から施行する。

この規程は、令和６年 ２月 １日から施行する。

この規程は 令和８年 ７月 １日から施行する。